

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める意見書

我が国では、離婚に伴う子ども親権・監護権争いにおいて、優位に諸問題の解決を進めるために、一方の親の同意なしでの子の連れ去り別居とその後の親子引き離しが後を絶たない。一方の親は、自らの同意なく他方の親に不当に子どもを連れ去られ、監護の継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう。このような親が多数存在し、その苦しみの余り自殺する親も相次いでいるのが現状である。一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となる。それに対して我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視する余り、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから、子どもの連れ去り・引き離しが生じている。子どもにとっては両親から愛情と養育を受け続けることが健全な発達にとって好ましく、長期的に「子どもの最善の利益」に資することとなることから、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を解消及び防止するため、法整備と関連する諸施策の拡充を強く求める。

記

1 子どもの連れ去り・引き離しの悪影響に関する周知

2 面会交流の保護・拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の権利性を明確化すると共に、地方自治体における面会交流に関する相談、支援の窓口への国からの支援とその拡充。

3 フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

4 養育計画の作成の推進と相談窓口の拡充

5 離婚する夫婦、離婚を経験する子どもたちへの精神的・心理的支援の拡充

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年10月7日

岩見沢市議会